

令和4年度

健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見書

尾道市監査委員



尾 監 査 第 3 5 号

令和5年8月10日

尾道市長 平 谷 祐 宏 様

尾道市監査委員 今 岡 寛 信

同 高 橋 和 司

同 宇根本 茂

令和4年度尾道市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、審査に付された令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を終了したので、次のとおり意見書を提出します。

# 目 次

第1	審査の対象	.....	1
第2	審査の期間	.....	1
第3	審査の方法	.....	1
第4	審査の結果	.....	1
1	健全化判断比率の状況	.....	2
2	資金不足比率の状況	.....	11
3	むすび	.....	13

## (注)

- 1 文中及び各表中の金額は、原則として千円単位で表示している。
- 2 文中のポイントとは、パーセンテージ間又は指数間の単純差引数値である。
- 3 各表中の符号等の用法は次のとおりである。  
「△」は負数又は減数、「－」は該当数値がないもの又は比較不能なもの

# 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

## 第1 審査の対象

- 1 令和4年度決算に基づく健全化判断比率
  - (1) 実質赤字比率
  - (2) 連結実質赤字比率
  - (3) 実質公債費比率
  - (4) 将来負担比率
- 2 令和4年度決算に基づく資金不足比率
- 3 1及び2の算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第2 審査の期間

令和5年7月28日から同年8月7日まで

## 第3 審査の方法

この審査は、市長から送付された令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかを確認し、それらの計数を関係諸帳票の提出を求めて照合審査するとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取する方法等により実施した。

## 第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、かつ、その計数は関係諸帳票と符合して適正であると認めた。

審査の内容は、次のとおりである。

## 1 健全化判断比率の状況

令和4年度決算に基づく健全化判断比率は、次のとおりであり、いずれも早期健全化基準及び財政再生基準を下回っている。

(単位:%)

区 分	4年度	3年度	増 減	早期健全化 基準	財政再生 基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	11.57	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	16.57	30.00
実質公債費比率	7.3	6.7	0.6	25.0	35.0
将来負担比率	12.4	18.1	△ 5.7	350.0	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、算定した結果が赤字でないため「—」で表示している。

(1) 実質赤字比率について

この比率は、一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する割合を示すものである。

当年度の本市の一般会計及び一般会計等に属する特別会計の実質収支は4億484万2千円の黒字であり、実質赤字額がないため、実質赤字比率は算定されない。

各会計の実質収支額は、次のとおりである。特別会計については、一般会計より繰入を行い収支均衡となるため、会計相互間の重複額を控除した純計後の額による比較とした。

(単位:千円、%)

会計名	4年度	3年度	増減額	増減率
一般会計	448,213	981,495	△ 533,282	△ 54.33
港湾事業特別会計	19,890	15,033	4,857	32.31
夜間救急診療所事業特別会計	△ 63,261	△ 63,927	666	△ 1.04
合計	404,842	932,601	△ 527,759	△ 56.59
標準財政規模	36,202,862	37,146,031	△ 943,169	△ 2.54
参考比率	△ 1.11	△ 2.51	1.40	

参考として、実質収支額(黒字額)を標準財政規模で除した計算上の比率は、△1.11%であり、前年度の△2.51%に比べ1.40ポイント悪化している。

[標準財政規模]

(単位:千円、%)

区分	4年度	3年度	増減額	増減率
標準税収入額等	20,301,937	19,752,955	548,982	2.78
普通交付税額	15,261,723	15,103,494	158,229	1.05
臨時財政対策債発行可能額	639,202	2,289,582	△ 1,650,380	△ 72.08
合計	36,202,862	37,146,031	△ 943,169	△ 2.54

標準財政規模は362億286万2千円で、前年度に比べ9億4,316万9千円(2.54%)減少している。これは、標準税収入額等及び普通交付税額が増加したものの、臨時財政対策債発行可能額が大きく減少したためである。

(2) 連結実質赤字比率について

この比率は、すべての会計の実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する割合を示すものである。

当年度の本市の全会計の赤字額と黒字額を合算した連結実質収支額等は 96 億 6,234 万 2 千円の黒字であり、連結実質赤字額がないため、連結実質赤字比率は算定されない。

各会計の実質収支額及び資金剰余額（一般会計との繰入・繰出額を含む）は、次のとおりである。

(単位:千円、%)

会 計 名	4年度	3年度	増減額	増減率
一 般 会 計	389,478	923,549	△ 534,071	△ 57.83
港 湾 事 業 特 別 会 計	15,364	9,052	6,312	69.73
夜間救急診療所事業特別会計	0	0	0	-
国民健康保険事業特別会計	66,243	62,019	4,224	6.81
駐 車 場 事 業 特 別 会 計	0	0	0	-
介 護 保 険 事 業 特 別 会 計	388,791	285,864	102,927	36.01
後期高齢者医療事業特別会計	51,573	52,986	△ 1,413	△ 2.67
水 道 事 業 会 計	2,703,348	2,684,958	18,390	0.68
下 水 道 事 業 会 計	237,033	250,942	△ 13,909	△ 5.54
病 院 事 業 会 計	5,797,514	5,383,177	414,337	7.70
千光寺山索道事業特別会計	0	0	0	-
漁業集落排水事業特別会計	7,486	0	7,486	皆増
農業集落排水事業特別会計	5,512	0	5,512	皆増
渡 船 事 業 特 別 会 計	0	0	0	-
合 計	9,662,342	9,652,547	9,795	0.10
標 準 財 政 規 模	36,202,862	37,146,031	△ 943,169	△ 2.54
参 考 比 率	△ 26.68	△ 25.98	△ 0.70	

参考として、連結実質収支額等（黒字額）を標準財政規模で除した計算上の比率は、△26.68%であり、前年度の△25.98%に比べ0.70ポイント改善している。

連結実質収支額等の合計は 96 億 6,234 万 2 千円で、前年度に比べ 979 万 5 千円 (0.10%) の増加となっている。これは、一般会計及び後期高齢者医療事業特別会計の実質収支の黒字額並びに下水道事業会計の資金剰余額が減少したものの、一般会計及



びその他の各特別会計の黒字額並びに病院事業会計及び水道事業会計の資金剰余額が増加したためである。

(3) 実質公債費比率について

この比率は、一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する割合を示すもので、令和2年度から令和4年度の3か年平均が令和4年度の比率となる。

まず、単年度の実質公債費比率は8.3%で、前年度に比べ1.3ポイント悪化している。これは、算定式において、分母の構成要素である標準財政規模の減少に加え、分子の構成要素である元利償還金が増加したためである。

また、当年度の実質公債費比率となる3か年の平均比率は7.3%で、前年度に比べ0.6ポイント悪化したものの、早期健全化基準(25.0%)を下回った数値となっている。

(単位:千円、%)

区 分	4年度	3年度	増減額	増減率
A 元 利 償 還 金	8,132,532	7,797,101	335,431	4.30
B 準 元 利 償 還 金	1,068,066	1,135,211	△ 67,145	△ 5.91
C 特 定 財 源	890,528	945,433	△ 54,905	△ 5.81
D 元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額	5,783,890	5,794,369	△ 10,479	△ 0.18
E 標 準 財 政 規 模	36,202,862	37,146,031	△ 943,169	△ 2.54
実質公債費比率(3か年平均)	7.3	6.7	0.6	
実質公債費比率(単年度) {(A+B)-(C+D)} / (E-D)	8.3	7.0	1.3	

(ア) 元利償還金、準元利償還金

(単位:千円、%)

区 分	4年度	3年度	増減額	増減率
元 利 償 還 金 ( 一 般 会 計 等 )	8,132,532	7,797,101	335,431	4.30
水 道 事 業 会 計	90,728	84,214	6,514	7.74
下 水 道 事 業 会 計	617,815	629,012	△ 11,197	△ 1.78
病 院 事 業 会 計	327,671	356,519	△ 28,848	△ 8.09
千光寺山索道事業特別会計	0	29,164	△ 29,164	皆減
漁業集落排水事業特別会計	10,806	10,791	15	0.14

農業集落排水事業特別会計	19,453	22,536	△ 3,083	△ 13.68
渡船事業特別会計	1,593	2,975	△ 1,382	△ 46.45
一部事務組合	0	0	0	-
公債費に準ずる債務負担行為額	0	0	0	-
一時借入金利子	0	0	0	-
合計	9,200,598	8,932,312	268,286	3.00

元利償還金及び準元利償還金は、前年度に比べ 2 億 6,828 万 6 千円 (3.00%) の増加となっている。これは、千光寺山索道事業特別会計、病院事業会計、下水道事業会計、農業集落排水事業特別会計及び渡船事業特別会計において準元利償還金が減少したものの、一般会計の元利償還金、水道事業会計及び漁業集落排水事業特別会計の準元利償還金がそれぞれ増加したことによるものである。

#### (イ) 特定財源

(単位:千円、%)

区 分	4年度	3年度	増減額	増減率
国・県からの利子補給	0	0	0	-
貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金	5,530	2,071	3,459	167.02
公営住宅使用料	125,346	138,415	△ 13,069	△ 9.44
都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税	758,080	804,947	△ 46,867	△ 5.82
その他	1,572	0	1,572	皆増
合計	890,528	945,433	△ 54,905	△ 5.81

特定財源は、前年度に比べ 5,490 万 5 千円 (5.81%) の減少となっている。これは、貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金及び令和 3 年度臨時財政対策債償還基金費の措置に伴うその他が増加したものの、都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税及び公営住宅使用料が減少したためである。

## (ウ) 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

(単位:千円、%)

区 分	4年度	3年度	増減額	増減率
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	416,454	454,249	△ 37,795	△ 8.32
災害復旧費等に係る基準財政需要額	5,218,317	5,191,447	26,870	0.52
密度補正により基準財政需要額に算入された元利・準元利償還金	149,119	148,673	446	0.30
合 計	5,783,890	5,794,369	△ 10,479	△ 0.18

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は、前年度に比べ1,047万9千円(0.18%)の減少となっている。これは、災害復旧費等に係る基準財政需要額及び密度補正により基準財政需要額に算入された元利・準元利償還金がそれぞれ増加したものの、事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費が減少したためである。

(4) 将来負担比率について

この比率は、地方債残高や退職手当支給予定額に係る負担見込額等、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示すものである。

当年度の将来負担比率は 12.4%で前年度に比べ 5.7 ポイント改善しており、早期健全化基準 (350.0%) を下回った数字となっている。これは、算定式において、分母の構成要素である標準財政規模及び分子の構成要素のマイナス要因である充当可能財源等がそれぞれ減少したものの、分子の構成要素のうち将来負担額が大幅に減少したためである。

(単位:千円、%)

区 分	4年度	3年度	増減額	増減率
A 将来負担額	90,767,855	96,764,957	△ 5,997,102	△ 6.20
B 充当可能財源等 (基金・特定歳入等)	86,992,077	91,069,180	△ 4,077,103	△ 4.48
計 (A - B)	3,775,778	5,695,777	△ 1,919,999	△ 33.71
C 標準財政規模	36,202,862	37,146,031	△ 943,169	△ 2.54
D 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	5,783,890	5,794,369	△ 10,479	△ 0.18
計 (C - D)	30,418,972	31,351,662	△ 932,690	△ 2.97
将来負担比率 (A - B) / (C - D)	12.4	18.1	△ 5.7	

(ア) 将来負担額

(単位:千円、%)

区 分	4年度	3年度	増減額	増減率
地方債の現在高	70,233,161	75,569,650	△ 5,336,489	△ 7.06
債務負担行為に基づく支出予定額	0	0	0	-
公営企業債等繰入見込額	11,617,987	12,371,238	△ 753,251	△ 6.09

組合負担等見込額	0	0	0	-
退職手当負担見込額	8,916,707	8,824,069	92,638	1.05
設立法人の負債額等負担見込額	0	0	0	-
連結実質赤字額	0	0	0	-
組合連結実質赤字額負担見込額	0	0	0	-
合計	90,767,855	96,764,957	△ 5,997,102	△ 6.20

将来負担額は907億6,785万5千円で、前年度に比べ59億9,710万2千円(6.20%)の減少となっている。これは、退職手当負担見込額が微増したものの、地方債の現在高及び公営企業債等繰入見込額が大幅に減少したためである。

(イ) 充当可能な財源

(単位:千円、%)

区分	4年度	3年度	増減額	増減率
充当可能基金	17,003,536	16,812,746	190,790	1.13
充当可能特定歳入	10,937,542	11,607,217	△ 669,675	△ 5.77
(うち都市計画税)	10,224,306	10,785,352	△ 561,046	△ 5.20
基準財政需要額算入見込額	59,050,999	62,649,217	△ 3,598,218	△ 5.74
合計	86,992,077	91,069,180	△ 4,077,103	△ 4.48

充当可能な財源は869億9,207万7千円で、前年度に比べ40億7,710万3千円(4.48%)減少している。これは、充当可能基金が増加したものの、地方交付税の算定に用いる基準財政需要額算入見込額及び充当可能特定歳入がそれぞれ大幅に減少したためである。

## 2 資金不足比率の状況

この比率は、公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する割合を示すものである。すべての公営企業会計において資金不足額がないため、資金不足比率は算定されない。

(単位:%)

会 計 名	4年度 資金不足比率	3年度 資金不足比率	増減	経営健全化 基準
水道事業会計	—	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	—	
病院事業会計	—	—	—	
千光寺山索道事業特別会計	—	—	—	
漁業集落排水事業特別会計	—	—	—	
農業集落排水事業特別会計	—	—	—	
渡船事業特別会計	—	—	—	

※ 資金不足比率については、算定した結果により資金不足額がないため「—」で表示している。

公営企業会計に属する7会計の内、資金剰余額を生じた会計は、病院事業会計57億9,751万4千円、水道事業会計27億334万8千円、下水道事業会計2億3,703万3千円である。その他の4事業特別会計のうち、漁業集落排水事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計については、令和5年度から地方公営企業法の適用を受けるため、打切決算とされており、それぞれ748万6千円、551万2千円の歳入歳出差引残額が令和5年度の下水道事業会計に引き継がれている。千光寺山索道事業特別会計は一般会計への繰出金、渡船事業特別会計は一般会計からの繰入金により収支均衡が図られているため、資金不足額は生じていない。

公営企業会計ごとの資金剰余額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位:千円、%)

会 計 名		4年度	3年度	増減額	増減率	
法 適 用	水道事業会計	資金剰余額	2,703,348	2,684,958	18,390	0.68
		事業の規模	3,207,922	3,263,046	△ 55,124	△ 1.69
	下水道事業会計	資金剰余額	237,033	250,942	△ 13,909	△ 5.54
		事業の規模	677,653	653,347	24,306	3.72
	病院事業会計	資金剰余額	5,797,514	5,383,177	414,337	7.70
		事業の規模	11,300,338	11,470,090	△ 169,752	△ 1.48
法 非 適 用	千光寺山索道事業 特別会計	資金剰余額	0	0	0	-
		事業の規模	79,336	0	79,336	皆増
	漁業集落排水事業 特別会計	資金剰余額	7,486	0	7,486	皆増
		事業の規模	2,978	3,245	△ 267	△ 8.23
	農業集落排水事業 特別会計	資金剰余額	5,512	0	5,512	皆増
		事業の規模	7,681	8,447	△ 766	△ 9.07
	渡船事業特別会計	資金剰余額	0	0	0	-
		事業の規模	2,592	3,367	△ 775	△ 23.02

※法適用企業である水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計の資金剰余額は、流動資産から流動負債を控除した額である。

※事業の規模とは、営業収益から受託工事収益の額を控除した額である。



### 3 むすび

当年度の健全化判断比率の各比率は、全てにおいて早期健全化基準を下回っている。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字及び資金不足が生じていないため各比率は算定されていない。

一般会計等が負担する地方債の元利償還金等の標準財政規模に対する割合を示す実質公債費比率は7.3%で、標準財政規模が減少したことに加え、元利償還金が増加したことにより、単年度ベースでは前年度に比べ1.3ポイント、3年間の平均値でも0.6ポイント悪化している。

一方で、一般会計等が将来負担すべき地方債等の実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示す将来負担比率は12.4%で、標準財政規模及び基準財政需要額算入見込額が減少したものの、地方債現在高が大幅に減少したことなどにより、前年度に比べ5.7ポイント改善している。

実質公債費比率は、庁舎建設などの大型建設事業や災害復旧事業の実施に伴い借り入れた地方債の償還が開始されたことにより、指標の上昇が見込まれる。一方、合併特例債や臨時財政対策債等の減に伴い、前年度に引き続き、地方債現在高が減少したことで、将来負担比率は大幅に改善されている。ただし、今後も自然災害の発生等、不確定要素も考えられるため、引き続き危機感を持って財政の健全化に努められたい。

次に、資金不足比率については、当年度も、全ての会計において資金不足が生じていないため、資金不足比率は算定されていない。

一方、法適用事業については、一般会計からの負担金による財政支援が行われ、法非適用事業については、収支均衡を図るため、一般会計からの繰入金による財源補填が行われている状況がある。

各会計においては、常に事業内容の見直し・効率化を図るとともに、収益の確保に努められたい。

なお、これらの比率は、あくまで、財政の「不健全度合い」を示す目安に過ぎず、

国の示す基準をクリアすることは当然のこととした上で、引き続き、持続可能な行財政運営に向けた取組を進めるとともに、より健全で安定した経営基盤の構築に努められたい。